

特定事業所集中減算の正当な理由の考え方(示し方)

例:居宅介護支援事業所における訪問介護への紹介率が高いケース

1 今回の例示における設定条件

(1)訪問介護サービスにおいて、期間内における特定事業所への集中率が80%を超えた。

全体の計画数78、特定事業所への計画数73

$$73 \div 78 = 93.5\% \rightarrow 94\%$$

(2)当該居宅介護支援事業所の通常の実施地域(運営規定に基づく)は、糸満市を含む6市町村。

(3)実施地域内には6つの訪問介護事業所が所在。

(4)特段の事情を、②特定の資格保有者が必要なケース、③地域包括支援センターの困難事例の受け入れケース、④地域ケア会議での助言を得たと設定。(※当該条件はすべて仮定です。)

利用者の状況をリスト化し、各項目から正当な理由に合致するか検討した場合・・・

2訪問介護利用者リスト(H27. 9月～H28. 2月)

	利用者名	住所	事業所名	正当な理由の有無と内容	計画数	55(C)
1	...	A市	A 訪問介護事業所	②特定の資格保有者が必要な ケース	1	
2	...	A市	A 訪問介護事業所		4	
3	...	A市	A 訪問介護事業所		5	
4	...	A市	A 訪問介護事業所	③地域包括支援センターの困 難事例の受け入れケース	6	
5	...	A市	A 訪問介護事業所		2	
6	...	A市	A 訪問介護事業所		5	
7	...	A市	A 訪問介護事業所		1	
8	...	A市	A 訪問介護事業所		6	
9	...	A市	A 訪問介護事業所		3	
10	...	A市	A 訪問介護事業所		5	
11	...	A市	A 訪問介護事業所	④事業所の廃止により他の居宅 の利用者を受け入れたケース	4	73(B)
12	...	B市	A 訪問介護事業所	③地域包括支援センターの困 難事例の受け入れケース	3	
13	...	B市	A 訪問介護事業所	④事業所の廃止により他の居宅 の利用者を受け入れたケース	3	
14	...	C町	A 訪問介護事業所	⑤地域ケア会議にて助言を受 けたケース	1	
15	...	C町	A 訪問介護事業所		6	
16	...	A市	A 訪問介護事業所	正当な理由該当なし	2	
17	...	A市	A 訪問介護事業所		6	
18	...	A市	A 訪問介護事業所		2	
19	...	A市	A 訪問介護事業所		1	
20	...	A市	A 訪問介護事業所		2	
21	...	A市	A 訪問介護事業所		2	
22	...	A市	A 訪問介護事業所		3	
23	...	A市	B 訪問介護事業所		2	
24	...	A市	B 訪問介護事業所		3	
合計					78	(A)

A 全体の計画数	78
B 最高紹介法人「A訪問介護事業所」への紹介数	73
C Bのうち、特段の事情による計画数	55

※特段の事情とは、利用者に必要なサービスとの関係上、介護サービス事業所を特定せざるをえない状況をさす。

3 各項目から検討

その1 特段の事情を考慮した場合(正当な理由6の(1))

分母、分子よりCを除外し、再計算する。
 $(73-55) \div (78-55) = 78.2\% \Rightarrow \underline{79\% \text{ 減算なし}}$

※仮に、上記が80%を超えていても、再計算時の分母が10件以下であれば、正当な理由に該当し、減算なし

その2 実施地域内における事業所数に着目した場合(正当な理由6の(2))

通常の実施地域内には6事業所所在しているが、特殊な事情があり、利用できる事業所が限定される場合等は、事業所リストを整理する。

事業所名	理由	時期
A訪問介護事業所	特になし	—
B訪問介護事業所	特になし	—
C訪問介護事業所	特になし	—
D訪問介護事業所	定員に達しており、新規利用者の受け入れを制限している	H27. 4～現在
E訪問介護事業所	スタッフの人員不足により、ほとんど稼働していない。もしくは休止中である。等	H26. 8～現在
F訪問介護事業所	実施地域を〇〇町のみに限定しており、△△市からの受け入れは行っていない。	H25. 4～現在

通常の実施地域内には5事業所存在するが、上記のため、実質的に利用できる事業所は3事業所に限定される。⇒正当な理由6の(2)に係る、正当な理由の1に該当し、減算なし。
 ※事業所ごとに特段の事情を示す場合は、客観的な判断によるものではなく当該事業所へ現状を確認しておくこと。

【注意】

- 1 上記その1またはその2に係る利用者ごとの特段の事情や利用していない事業所の特殊な事情については、事後確認する場合がある。
- 2 利用者ごとの特段の事情については、当該地涌が発生した時点からの計画を対象とする。
- 3 事業所の特殊な事情に係る通常の実施地域内の事業所数のカウントについては、原則、判定期間全期間中を対象とする。